

従たる事務所入会の流れ（大阪府知事免許）

従たる事務所入会の申込は、以下の手順になります。

※申込〆切日、入会時費用の御振込み期日については、事務局までお問い合わせください。

■【従たる事務所の新設】

1. 事務所所在地を管轄する支部または、大阪府本部、咲洲事務所へ入会申込書類を提出
※毎月概ね5日、20日前後に締切を設けておりますが、祝日、協会行事等で変更になる場合がありますので事務局までお問い合わせください。
2. 事務所調査・面接等（調査員が事務所へお伺いします。）
※本支店同時入会の場合実施します。従たる事務所の新設の場合は、原則実施しません。
3. 大阪府本部入会審査
※原則書類審査ですが、入会審査会の決定により、面接・事務所調査を行う場合があります。
4. 入会金をお振込み頂きます。
5. 入金確認後、従たる事務所新設の届出に必要な、「弁済業務保証金分担金納付証明書」を全日咲州事務所にてお渡しします。
6. 大阪府庁へ従たる事務所新設の変更届出を行って下さい。
大阪府庁の收受印がある、変更届第①面、③面、④面を全日咲州事務所へ提出下さい。
7. 入会者研修会 場所：全日大阪会館
※政令使用人または専任取引士の方は受講下さい。
8. 供託→営業開始

